

令和2年7月豪雨で被災した昇降機の定期検査報告について

今回の令和2年7月豪雨において、県南地域を中心として多数の昇降機（建築基準法第12条第3項に基づく定期報告が必要であるエレベーター、エスカレーター、段差解消機、いす式階段昇降機及び小荷物専用昇降機）が浸水等の被災を受けた。

今回の被災では、容易に復旧できないものが多数あることから、出来るだけ所有者（被災者）に配慮し、手続きを簡素化して、統一的に対応できるように、被災状況に応じた手続きを下記のように行うこととしました。

	昇降機の復旧状況	手 続 き
①	無被害	通常通りの定期検査報告を行う。
②	軽微な被災で簡易な保守点検で即時復旧	保守業者から被災昇降機リスト（別添様式）を提出する。 このリストに「②即時復旧」と記載する。 通常通りの定期検査報告を行う。 その際に報告書・概要書第二面【8.備考】欄に「令和2年7月熊本豪雨で被災」、「復旧日」、「被災状況」及び「対応」を記載する。
③	確認申請を伴わないリニューアル若しくは部品交換等の保守点検で次回報告期限までに復旧	保守業者から被災昇降機リスト（別添様式）を提出する。 このリストに「③復旧日」と記載する。 通常通りの定期検査報告を行う。 その際に報告書・概要書第二面【8.備考】欄に「令和2年7月熊本豪雨で被災」、「復旧日」、「被災状況」及び「対応（リニューアル内容）」を記載する。 リニューアルと併せて、既存不適格事項の改善を実施した場合は、【8.備考】欄若しくは、特記事項に改善内容を記載する。
④	確認申請を伴わないリニューアル若しくは部品交換等の保守点検で次回報告期限を過ぎて復旧	保守業者から被災昇降機リスト（別添様式）を提出する。 このリストに「④復旧予定日若しくは期間」と記載することで、 休止扱い とする。 復旧後速やかに定期検査報告を行う。 その際に報告書・概要書第二面【8.備考】欄に「令和2年7月熊本豪雨で被災」、「復旧日」、「被災状況」及び「対応（リニューアル内容）」を記載する。 リニューアルと併せて、既存不適格事項の改善を実施した場合は、【8.備考】欄若しくは、特記事項に改善内容を記載する。 新たな報告期限については、復旧後の報告日により決定する。
⑤	復旧には確認申請を伴う全面リニューアルが必要	保守業者から被災昇降機リスト（別添様式）を提出する。 このリストに「⑤全面リニューアル」と記載することで、 休止扱い とし、リニューアル工事着手後、 廃止扱い とする。 確認申請以降の手続きは、通常の全面リニューアルと同じとする。
⑥	昇降機撤去若しくは建物解体	保守業者から被災昇降機リスト（別添様式）を提出する。 このリストに「⑥撤去・解体」と記載することで、 休止扱い とし、昇降機撤去若しくは建物解体開始後、 廃止扱い とする。
⑦	今後の計画未定	保守業者から被災昇降機リスト（別添様式）を提出する。 このリストに「⑦今後の計画未定」と記載することで、今後の計画決定までの間、 休止扱い とする。 今後の計画が決定次第、その対応に則したと続きを行う。